

# マイナンバーについて

全国健康保険協会 大分支部

## (1) マイナンバーとは

### a) マイナンバー（個人番号）

**マイナンバー制度は、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。**

#### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

#### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



#### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

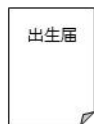
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

## 1.マイナンバーとは

- マイナンバーとは、日本に**住民票を有する**すべての方（外国籍の方を含む。）が持つ12桁の番号
- 原則として**生涯同じ番号**であり、マイナンバーが漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められる場合を除いて、変更されない。

## 2.マイナンバーが付番されるまでのイメージ

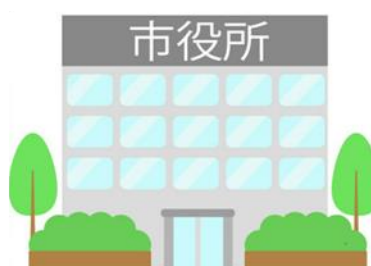
### 新生児



①出生届を提出



②住民票（住民票コード）作成



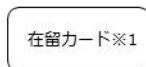
③住民票コードを通知



④マイナンバーを作成



### 外国人



①在留カードを提出



⑤マイナンバーを通知※2



住民基本台帳ネットワークを活用してマイナンバーや住民票情報を照会する仕組み

※1 日本に3か月以上の在留資格が認められると取得できる。

※2 マイナンバーができるまでは、出生届または在留カードを市町村に提出してから2～3週間要する。

### マイナンバーがない加入者の例

- ✓ 出生後または在留カード取得後、すぐに資格取得届（異動届）を提出している場合
- ✓ 日本で在留資格を取得したことがない、現地採用の外国人
- ✓ 在留カードを持たない外国人（在留カードを持っていないと就業できないため、原則存在しない。）

## b) マイナンバーカード

# 1. マイナンバーカード

出典：デジタル庁HP

住民の方からの申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのプラスチック製のカードです。カードのおもて面は顔写真付きの本人確認書類として利用できます。また、裏面にはマイナンバー（12桁の番号）が記載されており、法令または条例で定められた手続におけるマイナンバーの確認に利用できます。ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できるため、デジタル社会に必要なツールとなっています。このマイナンバーカードの普及と利活用の促進に取り組んでいます。

## 申請方法



オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)



郵便による申請  
(手書きの申請書から)



まちなかの証明写真機から





# マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

## 対面での本人確認

### ✓顔写真付きの本人確認書類として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での本人確認が可能



## 電子的な本人確認

### ✓オンラインで安全・確実に本人を証明

- 電子証明書により、スマホやパソコンで各種手続や契約が可能
- 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
- マイナポイントの取得や健康保険証としての利用
- さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現

＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

➔ **Society 5.0時代の必須ツール**

## マイナンバーの提示

### ✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に



# マイナンバーカードについて

出典：総務省HP

## マイナンバーカードの裏面



### ①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

### ②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、内閣総理大臣及び総務大臣が認める民間事業者も活用可能

#### 署名用電子証明書のイメージ

氏名	田 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区〇〇-1-2
発行番号	51111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

#### 利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

民間も含めて幅広く利用可能

### ICチップ内のAP構成

電子証明書  
 (署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

### ③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能  
 例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能に



## マイナンバーカードの安全性

### なりすましはできません

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。



### プライバシー性の高い個人情報は入っていません

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

### オンラインでの利用には電子証明書を使います マイナンバーは使いません。

- ✓ オンラインでの電子証明書の利用には、暗証番号または顔認証が必要です。



### 万全のセキュリティ対策

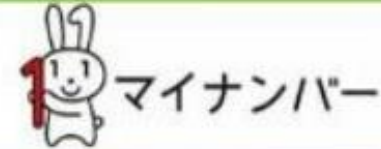
- > 紛失・盗難の場合は、**24時間365日体制で停止可能**
- > アプリ毎に暗証番号を設定し、**一定回数間違えると機能ロック**
- > 不正に情報を読み出そうとすると、**ICチップが壊れる仕組み**



### マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

- ✓ マイナンバーを知られても、個人情報を調べることはできません。  
また、ご自身の情報が見られる「マイナポータル」のログインにはカードと暗証番号が必要です。

# マイナンバー総合フリーダイヤル



「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。**個人番号カードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。**


 0120-95-0178 (無料)
   
マイナンバー

※間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください※

平日 9:30-20:00 土日祝 9:30-17:30 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」「紛失・盗難に伴う個人番号カードの一時停止処理」に関すること 050-3818-1250

※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」「紛失・盗難に伴う個人番号カードの一時停止処理」に関すること 0120-0178-27



c) マイナ保険証

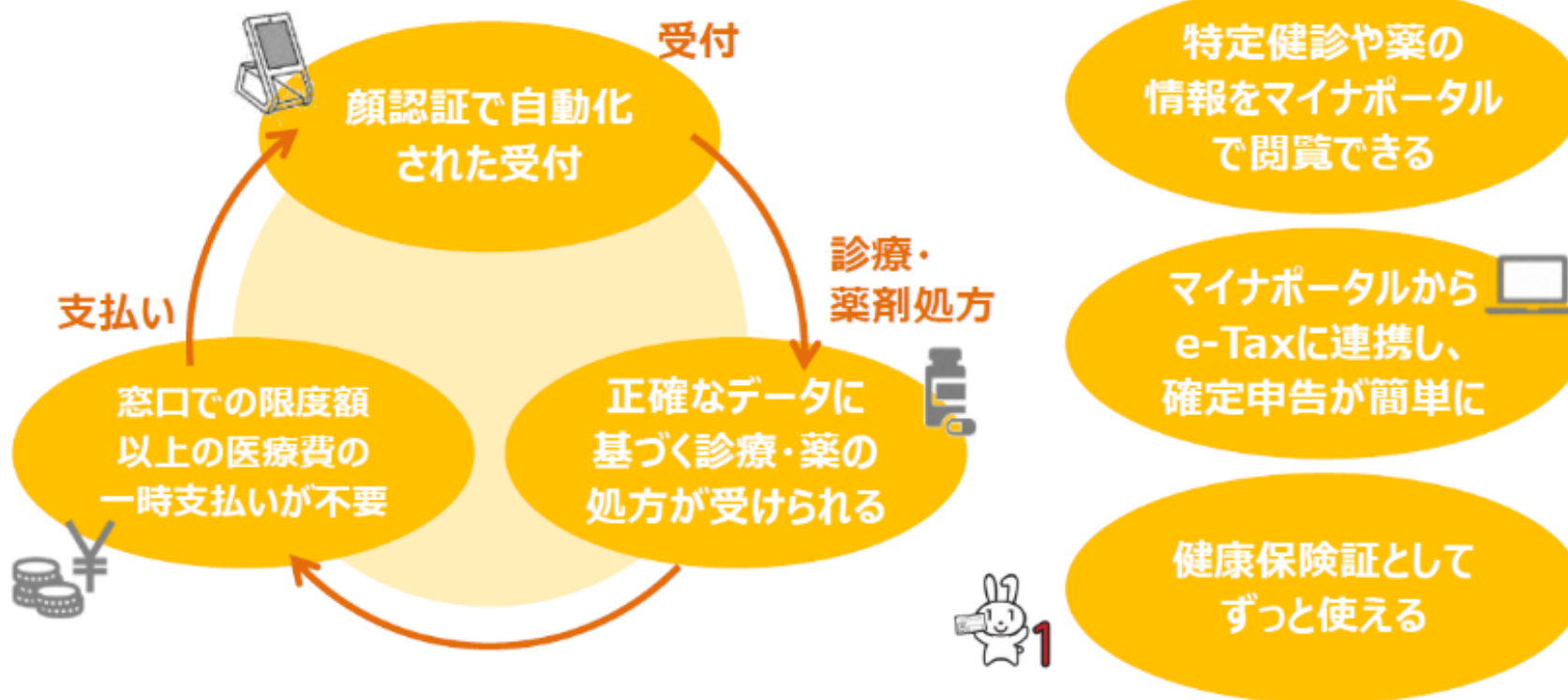
：健康保険証利用登録をされたマイナンバーカード

出典：厚生労働省HP

通院においても、その他の場面でも  
マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります

 いつもの通院等が便利に！

 こんなところも簡単・便利に！



## より良い医療を受けることができます！

医療機関を受診した際に、お薬の情報や特定健診の結果の提供に同意すると、医師等からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。



## 窓口で限度額以上の支払いが不要になります！

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として使うことで、ご自身で高額な医療費を一時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。



## マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできます！

マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。



## マイナンバーカードと健康保険証情報の紐づけ状況の確認方法

①マイナポータルアプリをタップします。



②「最新の健康保険証情報の確認」を選択します。



③ログインを選択します。



④4桁のパスワードを入力します。



⑤マイナンバーカードをスマホにかざします。





## (2) オンライン資格確認とは

### a) オンライン資格確認

- オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができるシステム
- オンライン資格確認システムの導入により、医療機関・薬局の窓口で、患者の直近の資格情報等（負担割合や自己負担限度額等）が確認できる。
- また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において、特定健診等の情報や診療・薬剤情報を閲覧できる。

### <オンライン資格確認のイメージ>

【マイナンバーで受診した場合】



マイナンバーカードを  
カードリーダーに置く



【健康保険証で受診した場合】



健康保険証を窓口提示



医療機関・薬局



記号・番号を入力



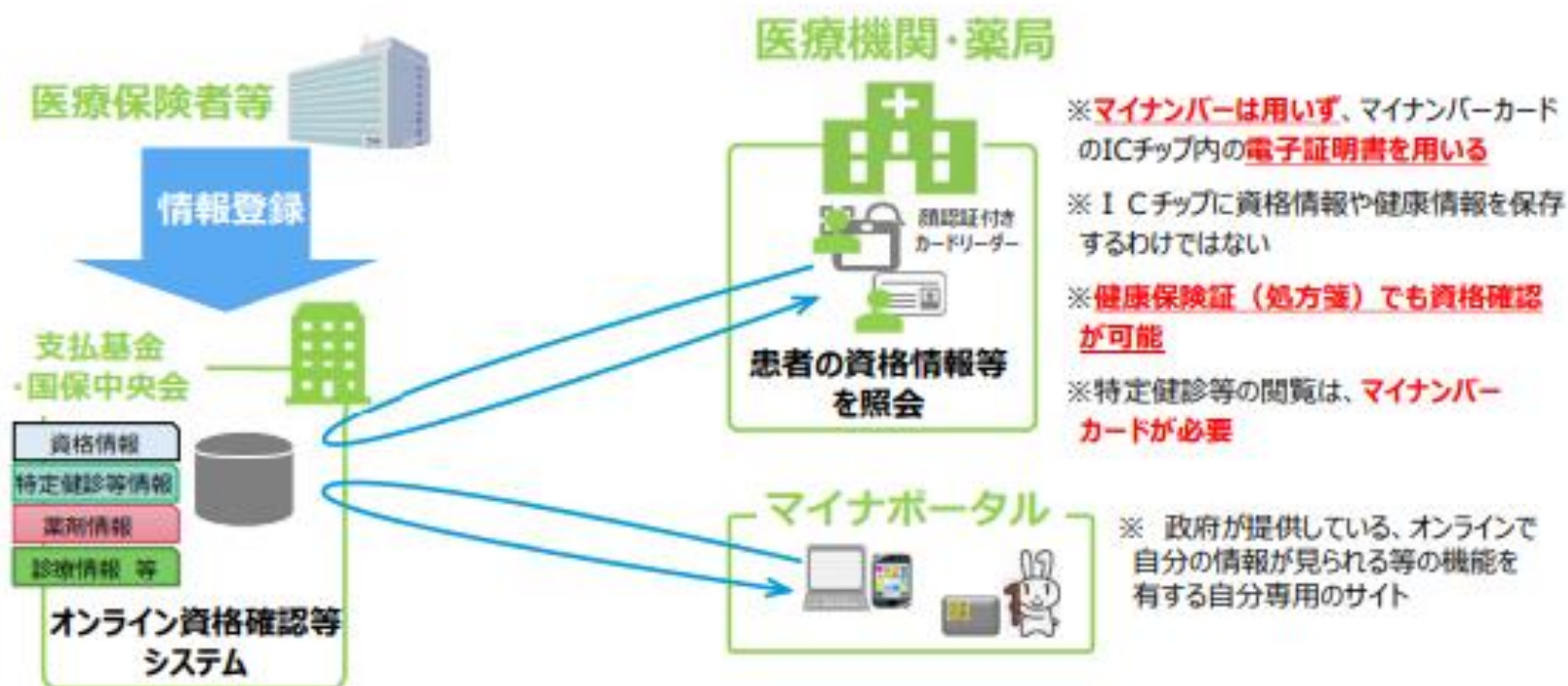
資格情報等の照会

オンライン資格確認システム  
(社会保険診療報酬支払基金)



## オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。（マイナポータルでの閲覧も可能）



## オンライン資格確認のメリット

### 患者

- ・マイナンバーカードを用いて、**特定健診情報等、薬剤情報、医療費通知情報**を閲覧できます。本人が同意をすれば、医療関係者と共有し、**より良い医療を受けることが出来る**ようになります。
- ・限度額適用認定証等がなくても、**窓口での限度額以上の一時的な支払いが不要**となります。（従来は、一時的に支払いをした後に還付を受けるか、事前に医療保険者等に限度額適用認定証等を申請する必要がありました。）
- ・転職等のライフイベント後でも、**健康保険証としてずっと使うことができます**（医療保険者等への加入の届出は引き続き必要です）。国民健康保険や後期高齢者医療に加入している際の**定期的な保険証の更新が不要**になります。また、**高齢受給者証（70歳から75歳になるまでの間、自己負担割合を示す証明書）の持参が不要**になります。
- ・顔認証により本人確認と保険証確認が同時に行われ、**受付が円滑**になります。保険医療機関等の窓口での資格確認がシステム化されることで、待ち時間が減少することがあります。

### 医療機関・薬局

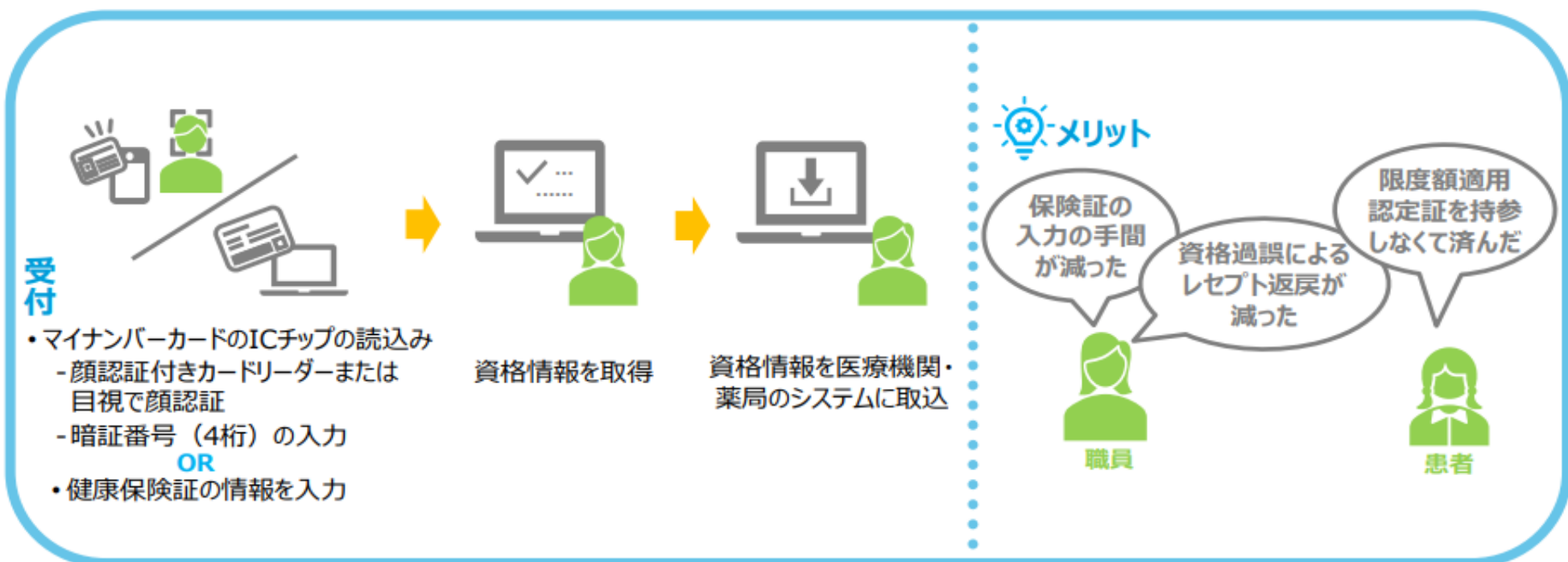
- ・病院システムへの資格情報の**入力の手間が軽減され、誤記リスクが減少**します。
- ・正しい資格情報の確認ができないことでレセプト請求後に返戻されていましたが、オンラインでの即時の資格確認により**レセプトの返戻を回避でき、患者等への確認事務が減少**します。**未収金の減少**につながります。
- ・マイナンバーカードを持っている患者の同意を得て、**薬剤情報、特定健診情報等**を閲覧することが出来るようになり、**より正確な情報に基づく適切な医療を提供**することが出来ます。
- ・**災害時**には、マイナンバーカードを持っていない患者であっても、薬剤情報、特定健診情報等を閲覧することが可能となります。（患者の同意は必要です。）
- ・被保険者証の資格確認がシステム化されることで、窓口の混雑が緩和されます。

### 保険者

- ・**資格喪失後の被保険者証の使用が抑制**されます。
- ・資格喪失後の被保険者証の使用や被保険者番号の誤記による**過誤請求の事務処理負担（資格喪失や異動後の資格情報の照会、医療保険者間調整、本人への請求等の事務作業）が減少**します。
- ・限度額適用認定証等の適用区分や負担割合等が保険医療機関等に正確に伝わり、**レセプトにかかる保険医療機関等との調整が減少**します。
- ・**限度額適用認定証等の申請にかかる事務手続きや認定証等の発行が減少**します。



- オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、**直ちに資格確認が出来るようになります。**
- 保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、**レセプトの返戻が減ります。**また、**窓口の入力の手間も減ります。**



※ 資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は運用開始時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、**支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来る**ようになります。

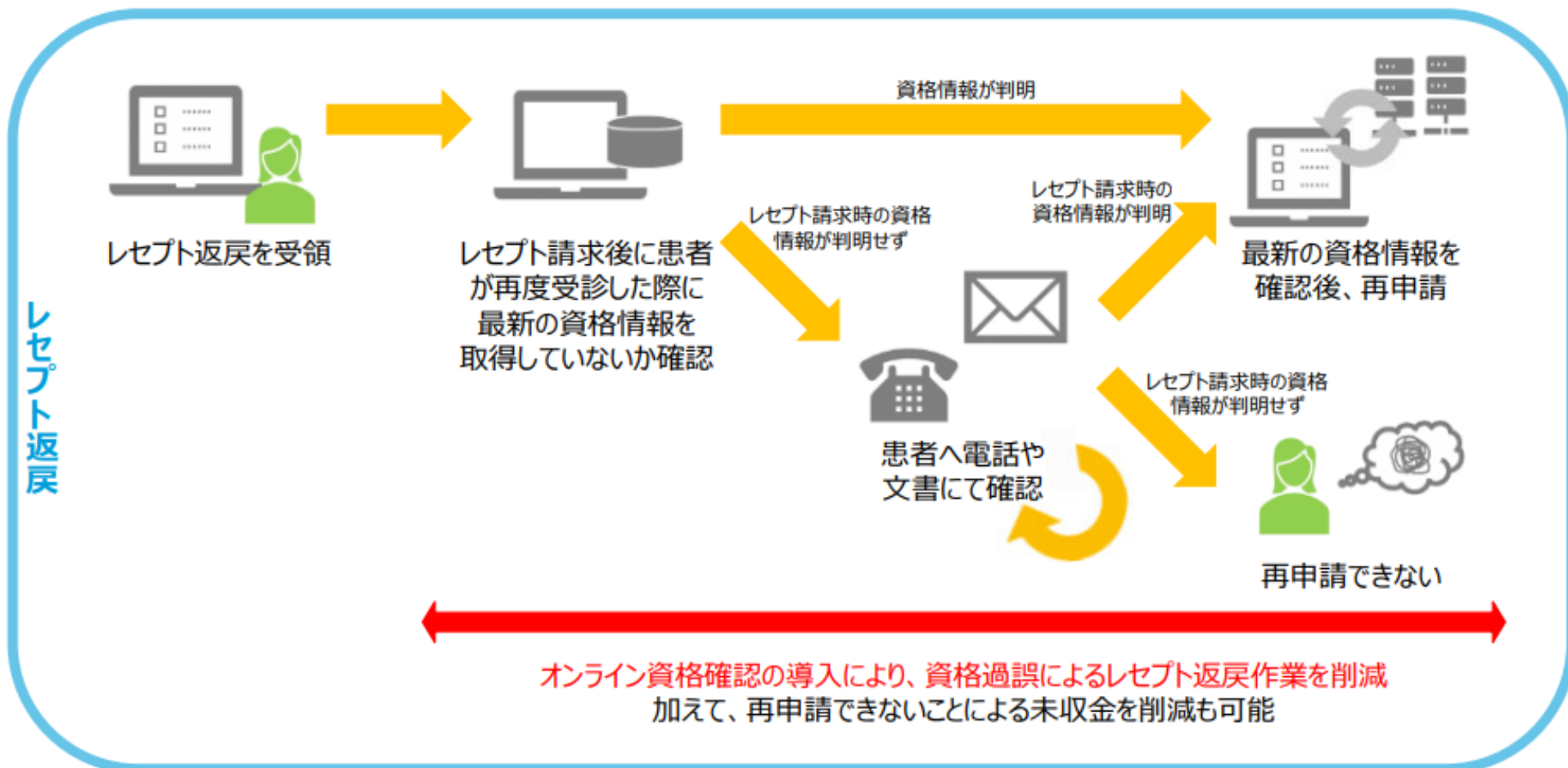
**マイナンバーカードを用いて本人から同意を取得した上で、診療/薬剤情報や特定健診等情報を医療機関・薬局で閲覧**することが可能となります。



※診療/薬剤情報は、**レセプトから抽出された情報**となります。

※特定健診等情報は、特定健診・後期高齢者健診情報のことです。

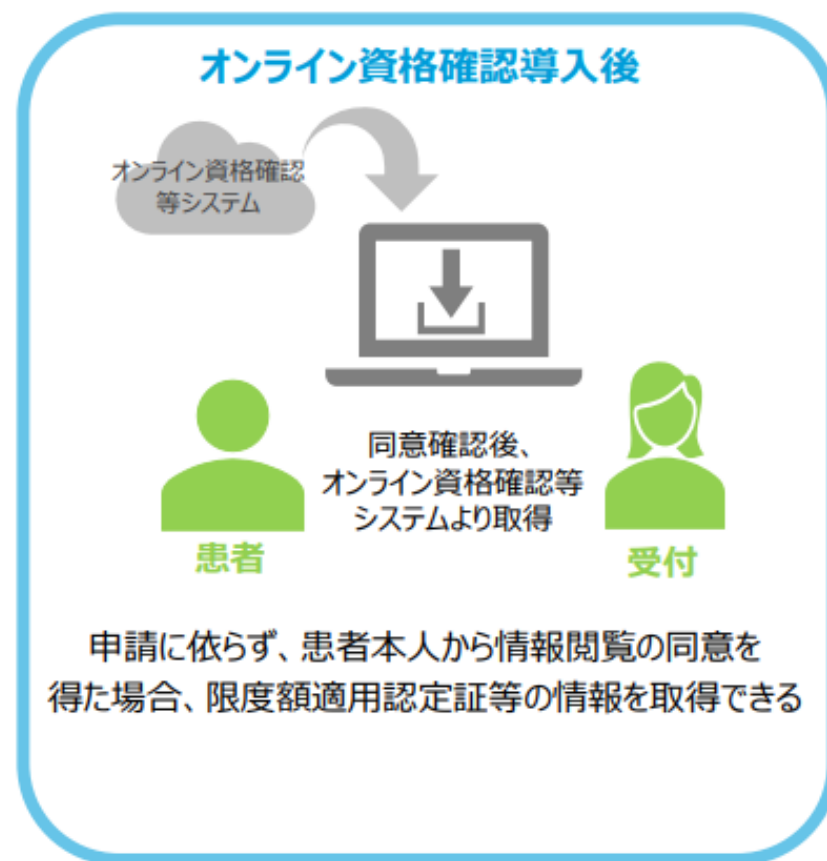
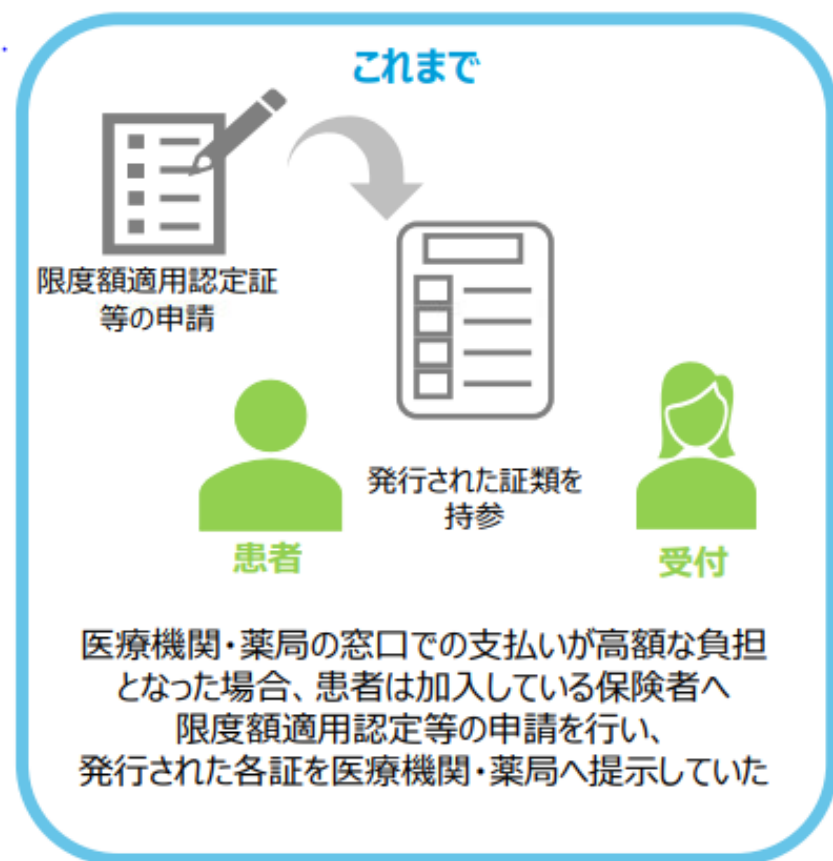
オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、**資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減**されます。





これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

オンライン資格確認を導入いただければ、**加入者（患者）から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得**でき、加入者（患者）は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。



## 限度額適用認定証等情報とは

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証に関する情報

## 医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

証の種類	概要	表示内容
限度額適用認定証	高額療養費制度の適用区分を表す証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証	高額療養費制度の適用区分及び入院時の食費等の減額の対象者であることを表す証	適用区分 (長期入院該当年月日)
特定疾病療養受療証	特定疾病の認定を受けたことを表す証	認定疾病名 (自己負担限度額)

適用区分：自己負担限度額を算出する際に適用する区分。適用区分は、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定される

認定疾病：①人工透析治療を必要とする慢性腎不全

②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣が認める者に係るものに限る）

※特定疾病療養受療証はマイナンバーカードによるオンライン資格確認の時のみ、本人が同意した場合、医療機関・薬局で閲覧可能とする。

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の処方状況の一元的把握に役立つ情報を得ることができます。患者の服用中の薬剤を一元的に把握し、重複投薬等の解消提案をすることで、令和2年度診療報酬改定で追加された「服用薬剤調整支援料2」（110点または90点、3月に1回まで）を算定できます。



### 「服用薬剤調整支援料2」（110点または90点）

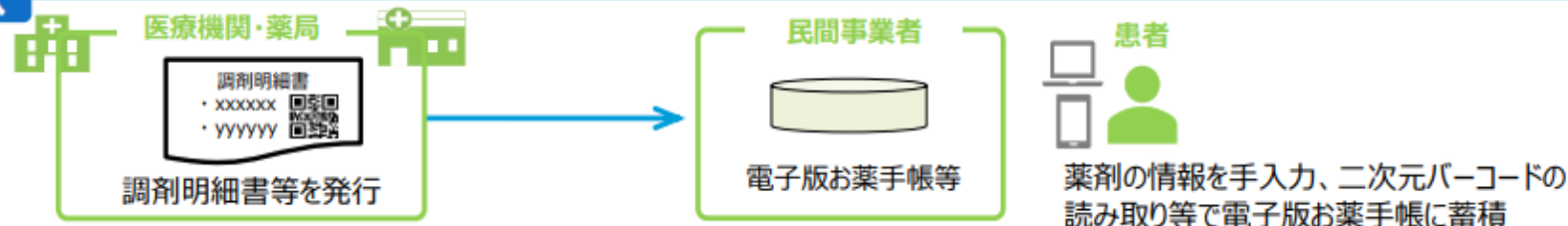
複数の保険医療機関から6種類以上の内服薬（特に規定するものを除く。）が処方されていたものについて、患者又はその家族等の求めに応じ、当該患者が服用中の薬剤について、一元的に把握した結果、重複投薬等が確認された場合であって、処方医に対して、保険薬剤師が当該重複投薬等の解消に係る提案を文書を用いて行った場合に、3月に1回に限り所定点数を算定する。

※ 薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。レセプト情報をきっかけに声をかける患者をピックアップし、直近の処方の有無について患者に確認ください。

これまで、医療機関・薬局毎に発行される調剤明細書等に記載されている薬剤情報を手入力または二次元バーコードの読み取り等で電子版お薬手帳に蓄積していました。

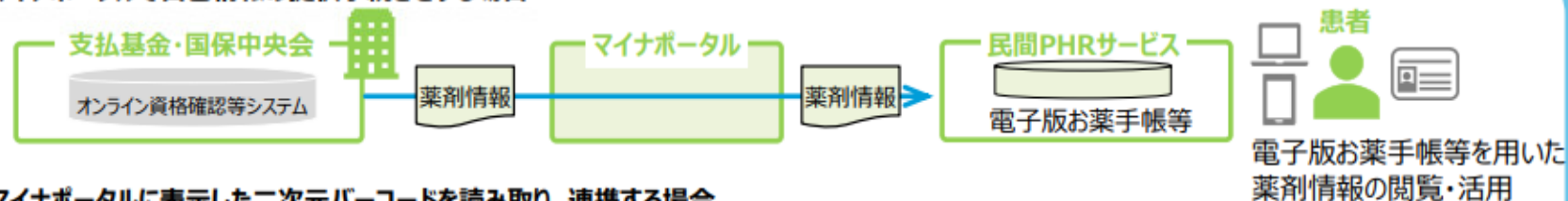
これからは、これまでの調剤明細書等の情報に加えて、マイナポータルを介し、**レセプト情報に基づいた薬剤情報を一括で電子版お薬手帳に取り込むことができる**ようになります。

## 現状

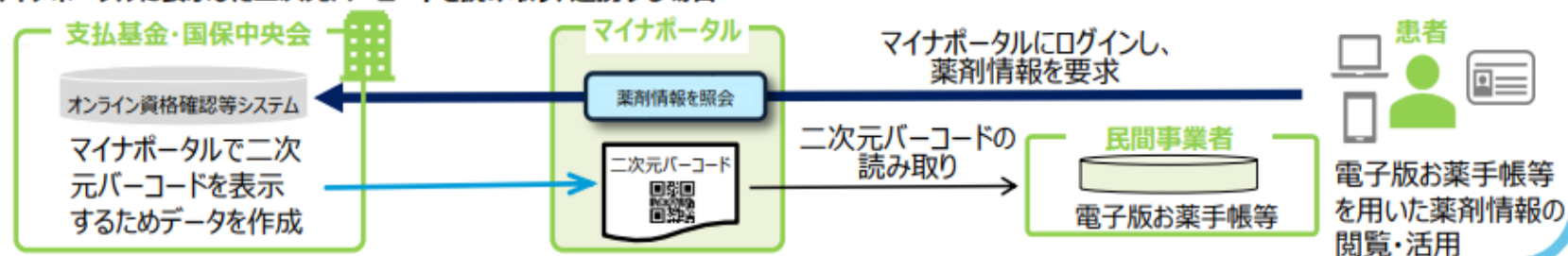


## さらなる拡充

### ①マイナポータルで自己情報の提供手続きをする場合



### ②マイナポータルに表示した二次元バーコードを読み取り、連携する場合



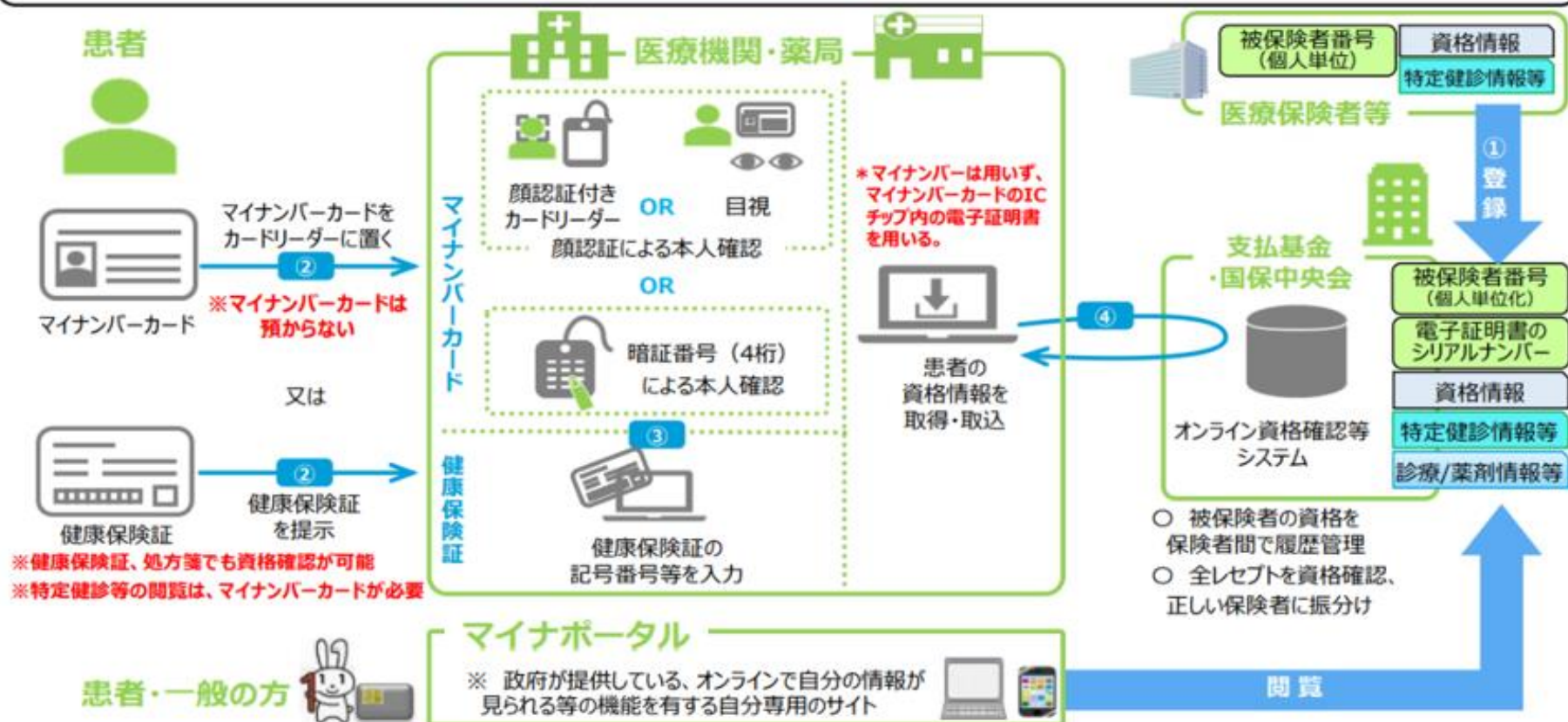
※ お薬手帳アプリによっては読み取れない場合がある。なお、既に薬局の調剤明細書等に記載されている二次元バーコードを読み取って電子版お薬手帳へ登録している場合、重複して登録されてしまうため、読み取る際は注意が必要。



b) オンライン資格確認の方法

# オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について

- オンライン資格確認等システムの導入により、
  - ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
  - ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や診療/薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。



## 医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

(2023/9/24時点)

## 1. 保険医療機関・薬局全体

準備完了施設数

208,154施設(90.7%)

運用開始施設数

198,182施設(86.3%)

(参考) 全施設数 229,528施設

(注1) 顔認証付きカードリーダー申込数は211,832施設(92.3%)

全施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考) 全施設数
病院	97.9%	94.8%	8,163
医科診療所	90.0%	84.2%	89,734
歯科診療所	86.3%	81.1%	69,951
薬局	95.8%	94.3%	61,680

## 2. 義務化対象施設 (令和4年度末時点施設)

準備完了施設数

203,522施設(96.9%)

運用開始施設数

194,201施設(92.5%)

(参考) 義務化対象施設数 209,940施設

(注2) 顔認証付きカードリーダー申込数は207,404施設(98.8%)

(注3) 義務化対象施設に対する割合は、オンライン資格確認が義務化された令和5年4月1日時点までに

導入又は経過措置の届出が求められた医療機関・薬局(支払基金へのレセプト請求ベース)を対象として算出。

義務化対象施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考) 全施設数
病院	98.5%	95.5%	8,076
医科診療所	96.6%	90.6%	81,871
歯科診療所	95.3%	89.7%	61,337
薬局	99.0%	97.6%	58,656

【参考：健康保険証の利用の登録】

69,022,959件 カード交付枚数に対する割合 **72.0%**

【参考：マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請枚数：	約9,813万枚	(人口比：78.2%)
交付実施済数：	約9,587万枚	(人口比：76.4%)

## (3) マイナンバーカードと健康保険証の一体化とは

### a) 改正マイナンバー法のポイント

令和5年6月29日 第165回社会保障審議会医療保険部会

## マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）の概要

令和5年6月9日公布

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行った。

### 【改正のポイント】

#### 1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。  
※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加
  - 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。**保険医・保険薬剤師に係る事務も含む**
- ⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

#### 2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限り）についても、マイナンバーの利用を可能とする。  
※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
  - 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。  
※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能
- ⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

#### 3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険各法)

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
  - 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。
- ⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

#### 4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。
  - 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。
  - 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。
- ⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

#### 5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
  - マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。
- ⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



#### 6. 公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)

(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したもとして取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。  
（※1）公金受取口座は給付のみに利用。  
（※2）事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。
- ⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）



## マイナンバーカードと健康保険証の一体化 マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）

### 資格確認書の仕組みの整備 【医療保険各法の改正】

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者（※1）が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。
  - （※1）マイナンバーカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者やこどもなどマイナンバーカードを取得していない者、ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など
  - （※2）資格確認書の有効期間は、1年を限度として、各保険者が設定することとする。様式は国が定める。（省令事項）
  - （※3）保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できる。（改正法附則規定）
- 発行済みの健康保険証は、改正法施行後1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置を設ける。

### 特別療養費の支給の通知の仕組みの整備 【国民健康保険法等の改正】

- 健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止する。
- 長期にわたる保険料滞納者（※5）に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書（現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更）の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備。
  - （※4）現在のオンライン資格確認の仕組みでも、医療機関・薬局では、特別療養費の対象者かどうかを確認できる。保険証の廃止後は、特別療養費の対象者は、被保険者資格証明書ではなく、マイナンバーカード又は資格確認書（特別療養費の対象者である旨を記載）を提示して受診。
  - （※5）長期にわたる保険料滞納者とは、市町村が納付の勧奨、納付相談の実施等により保険料の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、特別の事情（災害、病気、事業廃止等）なく、保険料を原則1年以上滞納している滞納者。事前通知の仕組みでも、現行の被保険者資格証明書と同様、機械的な運用を行うことなく、保険料の納付に資する取組や特別の事情の有無の把握等を適切に行った上で通知することを周知予定。
- 施行期日：公布の日から1年6月以内の政令で定める日 （※）公布日：令和5年6月9日



## マイナンバーカードと健康保険証の一体化のメリット

### ① 本人の受診履歴に基づく質の高い医療を実現

- ・ マイナンバーカードによるオンライン資格確認では、患者自身の直近の資格情報を確認することができ、また、本人の同意に基づき、過去の薬剤情報や特定健診情報等をその医療機関・薬局に提供することができる
- ・ 患者にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を受けることができる（重複投薬・併用禁忌の防止など）
- ・ 医療機関・薬局にとっては、患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効率的に、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報等を確認できるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を提供することができる

### ② 医療機関、保険者等における効率的な医療システムの実現

- ・ 従来の保険証では、医療機関・薬局や保険者にとっては、手作業による事務負担や誤記リスク、なりすましによる受診などのリスクが残る。一方、マイナンバーカードの機能により、顔認証等による確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができる
- ・ 医療機関等にとっては、レセプトの返戻を回避し、スタッフの確認事務が減少するとともに、未収金の減少にも繋がる
- ・ 保険者にとっては、加入者全員に発行している保険証や申請に基づき発行する高額療養費の限度額認定証の発行事務が減少するほか、資格喪失後の保険証の使用等による過誤請求に係る事務処理負担が減少
- ・ 患者にとっては、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除

## b) 資格確認書の取扱い

## 令和6年秋の健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付  
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

## &lt; 従前の方針案と課題 &gt;

## &lt; 対応案 &gt;

## 対象者・交付方法

- 原則、本人の申請に基づき交付  
※現在は、加入者全員に保険証を交付
- 要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある



- 当分の間、**マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付**  
⇒ **加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書**を交付
- マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付
- 一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の**解除を可能**とし、資格確認書を交付

## 有効期間等

- 1年間を上限
  - ・保険者の実務への影響大（現行の保険証）  
被用者保険：原則有効期間なし  
地域保険：2年の保険者もあり
  - ・被保険者の更新手続き負担大  
（要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生）



- 現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止  
⇒ **5年以内**で保険者が設定（更新あり）
- 様式も、現行の実務・システムを活用  
⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む）  
材質：紙、プラスチック

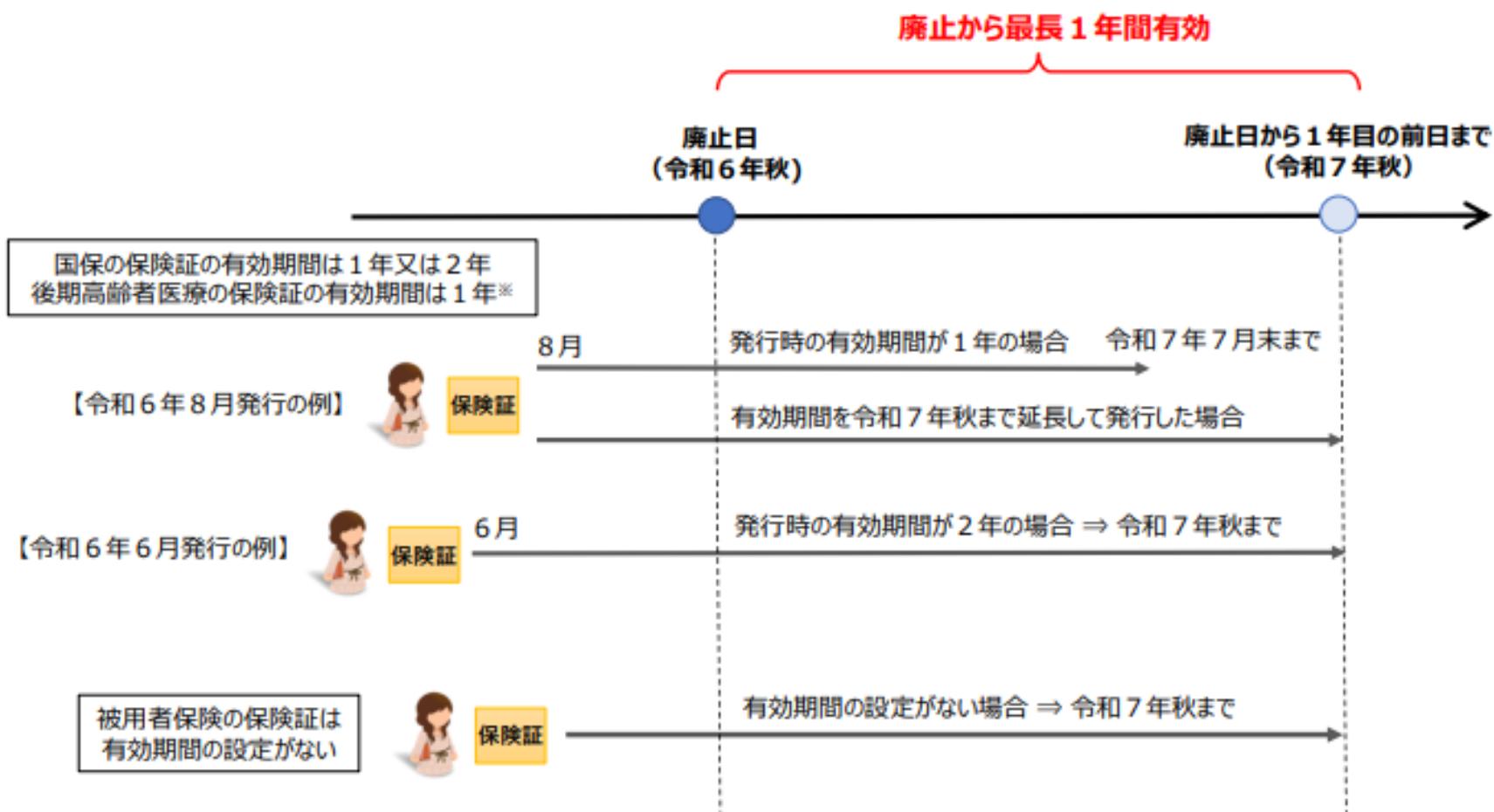
## c) 資格情報のお知らせ

(マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会最終とりまとめ –抜粋–)

- 健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者がご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時（70歳以上（後期高齢者医療制度は障害を有する65歳以上の被保険者を含む。）のみ）等に、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載した資格情報のお知らせを交付する。
- なお、当該お知らせについては、容易に携帯して利用ができるような工夫をし、マイナ保険証と一体で携帯することで、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等も受診しやすくなると考える。
- 現在、旅行中等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においては、児童・生徒が医療機関を受診する必要が生じた際に備え、保険証の写しを持参させる取扱いが一部で見られるところである。保険証廃止後においては、必ずしも児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でない場合については、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報をプリントアウトしたものや資格情報のお知らせの写しを医療機関等に提示するといった方法により被保険者資格の確認を行うことが可能と考えられることについて、医療現場及び教育現場に周知していく。
- この文書でのみ医療機関を受診することはできないがマイナ保険証と一体で携帯することにより、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等での受診が可能。
- 負担割合は、被用者保険において別途、高齢受給者証で示す場合は省略可能。

## 発行済の健康保険証の取扱いについて

- 発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、1年間（有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間）、有効とみなす経過措置を設けることとしている。



**(注) 短期被保険者証、被保険者資格証明書も同様とする**

※一部の後期高齢者医療広域連合では、2年



## (4) マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージとは

### マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージについて

資料2

- 総点検の「中間報告」にあわせ、保険証一体化検討会の「最終とりまとめ」の内容も踏まえ、今後の再発防止対策と国民の信頼回復に向けた対応を、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」としてとりまとめ。
- マイナンバー制度及びマイナンバーカードに対する信頼確保に向け、政策パッケージを着実に実施していく。

1. 総点検に関する中間報告	2. 再発防止対策	3. 国民の信頼回復に向けた対応
<p><b>① 調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関</b></p> <p><b>② マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果</b></p> <p><b>③ 個別データ総点検の実施方法等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誤った紐付けの修正</li> <li>・ 情報漏洩の有無に関する調査</li> </ul> <p><b>④ 総点検実施機関への支援</b></p> <p><b>⑤ マイナポータルを活用した確認の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認</li> </ul>	<p><b>① マイナンバー登録事務に関する横断的ルール策定の</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種申請時におけるマイナンバーの記載の義務化</li> <li>・ マイナンバー登録に係る事務に関する横断的なガイドラインの策定と徹底</li> </ul> <p><b>② マイナンバーの照会方法の改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J-LISにマイナンバーを照会する場合には、原則4情報での照会</li> </ul> <p><b>③ マイナンバー登録事務のデジタル化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーカードからマイナンバーを取得し、人手を介さずに登録を行うことが出来る仕組み作りの実施と普及</li> </ul>	<p><b>① 健康保険証との一体化への移行のあり方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格確認書の交付と利用方法</li> </ul> <p><b>② マイナンバーカード取得の円滑化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民のニーズに対応したカード取得に向けた環境整備（特急発行・交付の仕組みの構築、福祉施設・支援団体向けのマイナンバーカードの取得・管理にかかるマニュアルの策定、暗証番号の設定が不要なカードの交付、郵便局窓口を活用した申請の実施など）</li> </ul> <p><b>③ マイナ保険証の利用の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナ保険証を実際に使ってもらうための広報・促進策</li> </ul> <p><b>④ マイナ保険証のデジタル環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナ保険証のスマホ搭載の推進</li> <li>・ 電子処方箋の普及</li> <li>・ 次期マイナンバーカードへの移行</li> <li>・ 病院の読み取り機の増設及び読み取り精度の向上</li> </ul> <p><b>⑤ マイナ保険証のメリットを実感いただける実効的な仕組みづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の健康・医療データに基づいたより質の高い医療の推進</li> <li>・ 多剤重複投薬・併用禁忌の防止</li> <li>・ 転職時・転居時等の保険証の切り替えや更新が不要化</li> <li>・ 低い窓口負担</li> <li>・ 電子処方箋の普及（再掲）</li> </ul>

## 1. 総点検に関する中間報告

## マイナンバー総点検の進め方

- 6月21日 第1回マイナンバー情報総点検本部
- 7月中 マイナンバーの紐付け作業の実態把握の調査  
紐付け方法の確認結果を踏まえ、個別データの点検が必要な対象機関の整理
- 8月8日 マイナンバー情報総点検本部にて、健康保険証・共済年金の紐付け誤りの点検結果を公表するとともに、個別データの点検対象を政策パッケージと併せて発表。
- 8月9日～ デジタル庁が司令塔となり、制度所管省庁が紐付け実施機関と具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等について協議
- 8月中下旬 個別データの点検に本格的に着手  
↓  
定期的に個別データの点検の進捗状況について公表（概ね月に1回）  
原則秋 個別データの点検作業終了 （※個別の自治体名を公表するものではない）

## （総点検終了後の今後の取組み）

- 住基システムと自動連携していない自治体事務について、人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う。  
※住基システムと自動連携している場合であっても、住登外者を対象とした同様の取組みを行う。
- 医療保険、障害者手帳以外の自治体事務について、秋以降に、各事務の運営の実態を踏まえ、原則1年以内に、その初回の確認の取組みを行う。

## 1. 総点検に関する中間報告

## ①調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関

- 地方自治体や関係機関などの紐付け実施機関に対し、個別データの点検が必要な対象機関の整理のため、紐付け方法の実態を確認。

- ① マイナンバーを確認書類とともに取得しているか、
  - ② 基本4情報「氏名・生年月日・性別・住所」の全部の情報によりマイナンバーを照会しているか、
  - ③ 基本4情報のうち一部の情報によりマイナンバーを照会しているが、適切な方法により本人として特定しているか、
- を確認し、これらに該当しないものについて個別データの点検が必要と判定。

- 今般の紐付け作業の実態把握の調査等を踏まえ、点検を行う機関は以下のとおり。

事務	主な紐付け実施機関	点検対象機関数	備考	概数
健康保険証	保険者(3,411)	1,313	先行して点検 ※1	
共済年金	共済組合等(7)	全数	先行して点検	
公金受取口座	デジタル庁(1)	全数	先行して点検	
障害者手帳	都道府県(47)、指定都市等	全数		
労災補償	労働基準監督署(325)	※2		
生活保護	福祉事務所設置都道府県(45)	4		
	福祉事務所設置市町村(862)	80		
介護保険（介護保険資格・給付情報など）	市町村・広域連合(1,735)	90		
住民税	市町村(1,741)	200	住登外のみ	
児童手当（児童手当支給情報など）	都道府県(47)	0		
	市町村(1,741)	60		
世帯情報	市町村(1,741)	0		
年金	日本年金機構(1)	0		
雇用保険	ハローワーク(544)	0		
その他	都道府県・市町村	—		

※1 7月末までに先行して点検を実施。今後、更に登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行う予定

※2 労災補償は、厚年等情報の受給状況と全件突合し、不一致が確認された事案で全件J-LIS照会を実施

- 個別データの点検が必要となった原因の大宗は、J-LIS照会を住所を含まない3情報以下で行い、複数者が該当した際の本人確認方法が具体的に定まっていなかったこと。
- 地方自治体については、都道府県に対して、点検対象となった自治体を8月8日に通知。（※8月9日に説明会を実施予定）その他の紐付け実施機関については、各制度所管省庁より8月8日に通知。（※対象機関名については8月21日の週に公表）



## 1. 総点検に関する中間報告

## ②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 i) 健康保険証の紐付け誤り

## 1. 点検概要

(対象) 全保険者

- (点検事項) ・ J-LIS照会により個人番号を取得する際、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったか  
 ・ 該当データについて正しい個人番号が登録されているか

【令和5年5月23日依頼/報告期限7月末】

## 2. 点検結果

- 全3,411保険者のうち、1,313団体において、総計約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施。約1,515万件の確認作業を完了。【8月1日現在】
- ※1 残る55万件（すでに転職や転居により被保険者資格を喪失した方に係るデータ等）は、現在ご本人等に確認中。
- 異なる個人番号が登録された事例：1,069件確認（点検データの約0.007%。すべてオンライン資格確認等システムの閲覧を停止済）うち、771件について、オンライン資格確認の実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）によるアクセスログの確認を完了し、薬剤情報等が閲覧された事例5件を確認※2。
- ※2 現在、保険者において事実関係を最終確認中。

(参考) オンライン資格確認の運用開始から令和5年5月22日までに判明した、保険者から異なる個人番号が登録された件数

	保険者から異なる個人番号の登録が判明した事例	うち、薬剤情報等が閲覧された事例
令和3年10月～令和5年5月22日※3	7,372件	10件

※3 令和5年6月13日に、令和4年12月から令和5年5月22日までの間に確認した事例を公表。

※4 オンライン資格確認の利用件数 計約13.2億件（5月末まで）



### 3. 国民の信頼回復に向けた対応

#### ① 健康保険証との一体化への移行のあり方

- 全ての被保険者が、安心して確実に必要な保険診療を受けられるよう、**資格確認書について**、当分の間、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方については、**本人の申請によらず保険者が交付する運用とする**。また、その**有効期間は、5年以内で、各保険者が設定**。（P14参照）

#### ② マイナンバーカード取得の円滑化

- 新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、**申請から1週間以内（最短5日）で交付できる特急発行・交付の仕組みの構築等に取り組む**。
- 本年8月に「**福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル**」を策定。マニュアルに基づいた取組の普及に努め、**介護・障害福祉施設等での出張申請受付や希望する者の個人宅等を訪問する形での出張申請受付を推進**。
- 認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、**暗証番号の設定が不要なカードの交付を可能とする**。関係団体の意見を踏まえつつ、**本年11月頃に交付開始することを目指す**。
- 住民が最寄りの郵便局でカード申請・交付の手続きをできるよう**郵便局窓口を活用した申請受付の実施を推進**。自治体が早期にサービスを開始できるよう、**標準的な業務フローの周知等、引き続き、制度活用に向けたサポート等を実施**。

#### ③ マイナ保険証の利用の促進

- 更に多くの国民の方々にマイナンバーカードを健康保険証として実際に使っていただき、そのメリットを実感していただけるよう、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の**デモ体験や周知動画による広報等をさらに促進**。

### 3. 国民の信頼回復に向けた対応

#### ④ マイナ保険証のデジタル環境の整備

- マイナンバーカードの健康保険証としての利用に加えて、生活保護の医療扶助や自治体による子どもの医療費助成制度、診察券としても利用できる取り組みを進め、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。
  - 医療費助成制度：2023年度（令和5年度）中に、デジタル庁で自治体と医療機関を連携するプラットフォームを整備し、希望する自治体での実現を目指す。その上で、早期の全国展開を図る。
  - 診察券：オンライン資格確認等システムが導入されている医療機関等では、マイナンバーカードを診察券として代用することが仕組みとして可能であり、実際に活用する医療機関も出てきている。  
⇒ 好事例を周知し、普及を進める。
- 本年1月に運用を開始した電子処方箋について、オンライン資格確認を導入したおおむね全ての医療機関・薬局に対し、2025年（令和7年）3月までに導入することを目指し、支援を充実する。
- マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載は、まずandroid端末について、本年5月から開始。iOS端末についても、搭載実現に向けた働きかけを進める。  
⇒ この仕組みを活用し、スマートフォンでの健康保険証利用の仕組みの導入を進め、スマートフォン一つで診療を受けられる環境整備を目指す。
- 2026年（令和8年）中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指す。  
⇒ 券面記載事項や電子証明書の有効期間の延長等について検討を行い、マイナ保険証としての利便性の向上を図る。
- 病院における顔認証付カードリーダー端末の増設を図ることとし、そのための支援を行う。また、カードリーダーの読み取り精度の向上等、UXの改善を図る。



### 3. 国民の信頼回復に向けた対応

#### ⑤ マイナ保険証のメリットを実感いただける実効的な仕組みづくり

- **患者本人の受診履歴に基づいた質の高い医療の実現の観点**
  - 患者本人は、自身の薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による電子的かつ確実な本人確認と同意取得により提供される過去の健康・医療データに基づいた、より適切な医療を低い窓口負担で受けることができる。今後、電子処方箋が普及していくことで、複数の医療機関・薬局におけるリアルタイムでの処方・調剤情報の共有が可能となり、多剤重複投薬・併用禁忌の防止など質の高い医療の実現がより実効的に図られる
  - 医療機関・薬局は、患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効果的にデータを確認できるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を効率的に提供することができる
- **効率的な医療システムの実現の観点**
  - 医療機関・薬局や保険者は、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による電子的かつ確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができ、なりすましによる受診のリスクや手入力による事務負担の軽減、及び資格喪失後の健康保険証の使用等による過誤請求に係る事務処理負担や医療機関・薬局の未収金が減少する
  - 患者にとっては、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除されるとともに、転職時・転居時等の保険証の切替えや更新が不要となる
- **政府は、これらのメリットをより丁寧に伝え医療現場及び国民に一層の浸透を図っていくとともに、今後、医療費の増大が見込まれる中では、重複投薬や多剤投与の是正等、医薬品の適正使用を推進することが重要であることも踏まえ、実効的な仕組みづくりを進める。医療現場の声を伺いながら、医療DXの推進により、まずは電子処方箋の普及に努めるとともに、将来的には、検査結果等の電子カルテ情報の共有やPHRとしての保健・医療・介護の情報のマイナポータルを通じた一元的な把握など、医療現場にとっても患者本人にとっても更にメリットを感じられるような、質の高く効率的な医療の実現を目指す。**
- **オンライン資格確認の運用に係る実務上の課題を積極的に把握し、一つ一つの課題を洗い出して具体的な対応策を着実に実施していく。**



## (5) オンライン資格確認における登録データの正確性の担保

令和5年6月29日 第165回社会保障審議会医療保険部会

### オンライン資格確認における迅速かつ正確なデータ登録の確保

令和5年2月17日 デジタル庁「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」  
中間とりまとめ 参考資料（抜粋）

○マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進し、令和6年秋に保険証の廃止を円滑に実現するため、オンライン資格確認におけるデータ登録の更なる迅速化・正確性の確保を推進。

#### 課題

- (1) 被保険者の資格取得から保険者のデータ登録までに時間がかかる
- (2) 個人番号未提出者の場合、保険者が自ら調査し、被保険者の資格データを登録しているが、特定できない場合や誤りが生じる場合がある

#### 【原因】

- ・ 保険者への届出時に個人番号の提出が徹底されていない。
- ・ 個人番号未提出者について、保険者がJ-LIS（※）照会（住民基本台帳情報照会）を行っているが、個人番号の取得が難しい場合がある。
- ※ 地方公共団体情報システム機構
- ・ 被保険者・事業主の届出の間違い、保険者の登録間違い

#### 対応

#### (1) データ登録のタイムラグ・データ未登録の解消

- ・ 資格取得の届出における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化。 【省令改正】
- ・ 現行では、保険者によるデータ登録の期間の定めなし  
⇒ 保険者によるデータ登録を5日以内とする。  
(事業主から保険者への届出は5日以内なので、計10日以内) 【省令改正】

#### (2) 誤登録防止チェックの強化

- ・ 現行では、新規登録時に既存の資格情報（生年月日、カナ氏名）に突合し、不一致事例を保険者において確認。
- ⇒ 加えて、新規登録時に、J-LIS照会（カナ氏名・生年月日・性別の突合）を全件実施予定。

## 健康保険法施行規則等の一部改正について

- 保険者による迅速かつ正確なデータ登録を確保するため、資格取得届出等への個人番号の記載義務を法令上明確化するるとともに、保険者は資格取得届出等を受理してから5日以内に加入者等データをシステムに登録する旨を省令に規定。令和5年6月1日（木）に施行した。

### 改正後の健康保険法施行規則（抄） ※下線部が改正部分

（被保険者の資格取得の届出）

第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合（第十一号において「保険者等」という。）（様式第三号の二によるものである場合）（機構）に提出することによって行うものとする。

一 被保険者の氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。）

二 被保険者の生年月日

三 被保険者の種別（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者については、被保険者の性別）

四 被保険者資格の取得区分

五 被保険者の個人番号（協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号。第五項において同じ。）

六 資格取得年月日

七 被扶養者の有無

八 被保険者の報酬月額

九 被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、当該健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。）

十 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

十一 その他保険者等が必要と認める情報

2～4 （略）

5 事業主は、第一項の届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。

（保険者による被保険者情報の登録）

第二十四条の四 保険者は、法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該保険者が第四十二条の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

## オンライン資格確認における登録データの正確性の確保

### 1. 新規の誤り事案の発生を防止

#### (1) 新規登録データの正確性確保

- 資格取得の届出における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化  
【省令改正:6/1施行】
- やむを得ず保険者がJ-LIS照会して加入者の個人番号を取得する場合には、必ず5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）により照会を行うこと明確化  
【通知改正:6/1施行】

#### (2) 新規登録データの全件チェック

- 新規登録時に全件J-LIS照会を実施【システム改修を行い、来年度から実施予定】

### 2. 登録済みデータの点検

#### (3) 全保険者による点検【新規】 ※5月23日厚生労働大臣より表明

- 全保険者に対し**、漢字氏名や住所を確認せずに、3情報一致により個人番号を取得するなど、加入者のデータ登録等を行う際の**本来の事務処理要領と異なる方法**で行ったことはなかったか**点検を要請**。該当する加入者情報がある場合には、J-LIS照会による5情報の一致等の確認を行うこととし、**6月末までに作業状況の報告を、7月末までに作業結果の報告を**求める。

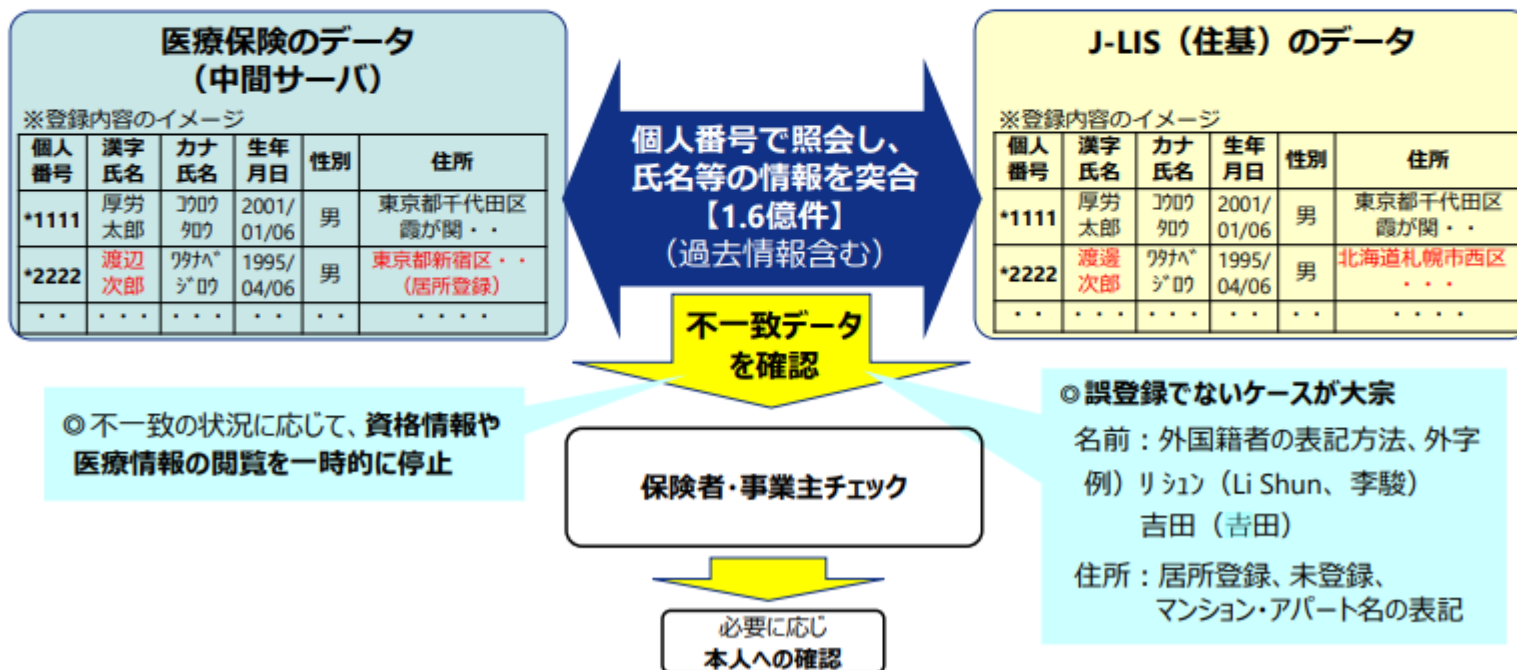
#### (4) 登録済みデータ全体のチェック【新規】 ※5月23日厚生労働大臣より表明

- 登録済みデータ全体を対象に5情報についてJ-LIS照会を行い**、異なる個人番号が登録されている疑いがあるものについて、**本人に送付する等により確認を行う。**



## 全件チェックの概要

- J-LIS照会により取得した「生年月日、性別、カナ氏名・漢字氏名、住所」と医療保険のデータ（中間サーバ内のデータ）を突合。
- 被用者保険では、住民基本台帳上の情報によることを要件とせず、本人からの届出に基づいて加入者の登録を行っており、同一人物であっても、住民基本台帳上の情報との不一致が生じる場合がある。
- 不一致の内容に応じて、資格情報や医療情報の閲覧を一時的に停止。**保険者や事業主において既に確認済のものその他確認可能なものは点検した上で、必要に応じ、ご本人に確認**を求める。本人の情報であることが確認できた場合に、閲覧停止を解除。



## 不一致事例の取扱い

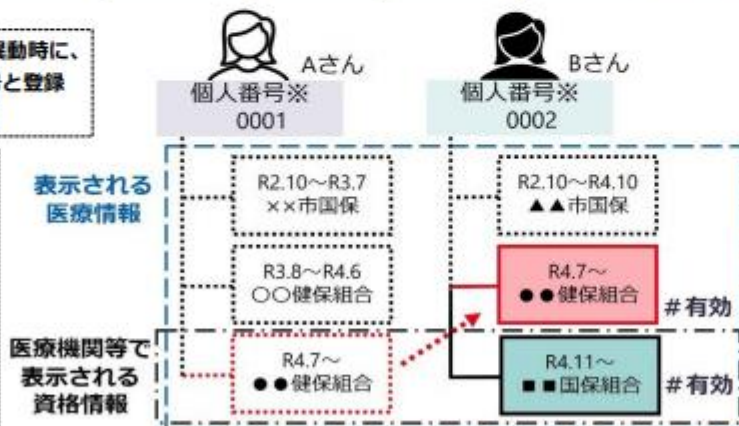
- 現在加入している医療保険で登録されている情報について、J-LIS照会結果との不一致の内容を踏まえ、以下の①～③の場合、情報の閲覧を停止。

	生年月日	性別	カナ氏名	漢字氏名	住所	対応
①	どちらか×		-----			資格情報及び医療情報の閲覧を停止
②	○	○	両方×		○	医療情報の閲覧を停止
	○	○	どちらか×		×	
③	○	○	○	○	×	医療情報の閲覧を停止 (複数の有効な資格がある場合)

R4.7の●●健保組合への異動時に、  
誤ってBさんの個人番号と登録  
(資格重複事例)

### 【表示事項】

- 資格情報：直近（保険証交付年月日が直近）の資格のみ（マイポータルでは過去情報も閲覧可）
- 医療情報（薬剤・特定健診・診療行為・医療費通知）：過去3年分（特定健診は5年分）



※ 令和4年11月までに判明した事例のうち  
(協会けんぽの自主点検で判明した事例除く)

- ・ 資格重複事例（1つの個人番号に、複数の有効な資格情報が登録）が94%
- ・ 家庭内での取り違え等が6%

### ※ 過去情報について

- 過去情報の不一致について本人確認を求めることは、現・旧保険者の事務負担に加え、本人の転居等により他人に送付するリスク、過去の就業歴等が家族・同居人に知られる等のリスクが存在。  
→ 不一致が生じている場合には、**医療情報の閲覧停止等を行う**。なお、マイポータル上で、住民基本台帳データとの実合を踏まえた作業により、過去の医療情報等が掲載されていない場合があることを周知する。

## 今後のスケジュール

- 11月までに、J-LIS照会・突合を完了させ、不一致の内容を踏まえ情報の閲覧を停止。  
その後、優先度に応じて段階的に、保険者・事業主で確認を行った上で、必要に応じ、本人確認を行っていく。

	令和5年				令和6年				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月～
生年月日・性別不一致 (①)	J-LIS照会・突合			保険者・事業主での確認	必要に応じて本人確認				
氏名の不一致等 (②・③)	試行実施 (数万人規模)			保険者・事業主での確認	必要に応じて本人確認				
上記以外	情報閲覧停止				保険者・事業主での確認				資格情報のお知らせ等に併せて確認

※ 全項目一致の場合には、令和6年5月以降に資格情報のお知らせ等で通知



## 保険資格データが未登録である医療保険加入者について

### 課題とこれまでの取組

- 保険者による保険資格データとマイナンバーの紐付け作業は平成29年から開始されたが、オンライン資格確認の本格運用前（令和3年8月）の段階でも、**保険資格データが未登録となっている加入者が協会けんぽで約92万人存在。**
- **こうした未登録者が生じる主な要因は、以下の3つ。**
  - ① **資格取得時にマイナンバーの提出がなく、届出情報（漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所）も住民基本台帳情報と一致しないため、保険者においてJ-LIS照会を行っても、マイナンバーが取得できない場合**
  - ② **就職・転職による健康保険の資格取得時において、保険者でのデータ登録の**手続き中**の場合**
  - ③ **海外駐在員などの海外在住者や、入国直後でマイナンバーがそもそも付番されていない場合**
- 上記の未登録者のうち、①の**カテゴリーの解消**に向け、保険者において、事業主に対し、マイナンバーの提出を重ねて求める等の取組を行うとともに、新規の未登録者の発生を防ぐため、本年6月には、
  - ・ 新たな資格取得の届出について、被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化
  - ・ やむを得ず保険者がJ-LIS照会して加入者の個人番号を取得する場合には、漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所により照会を行うことを明確化したところ。
- その結果、**本年8月段階で、協会けんぽでは本年6月の登録事務の強化前からの未登録者が約33万人（改正後の約3万人と合わせて計約36万人）まで減少。**
  - ⇒ 被用者保険及び国保組合の全保険者では、登録強化前からの未登録者が**約64万人（加入者全体の0.8%）（改正後の約13万人と合わせて計約77万人）**
- 来年秋に保険証を廃止するに当たり、まずは、緊急的な対応として、全保険者による登録済みデータの点検作業を進めてきたところであるが、概ね作業を終えたことから、今後、①のカテゴリーの方について速やかに未登録の解消を図っていく。

### 今後の対応

**被用者保険、国保組合の全保険者に対し、速やかに以下の取組を行うよう要請。**

- **マイナ保険証を利用する国民目線に立って、速やかに対応するため、来月から順次、未登録者に向けて、データが未登録であることをお知らせし、11月末までを目途に、未登録者からマイナンバー等を提出いただき登録作業を行う。**
  - ※ 併せて、マイナポータルを確認することにより、自身のデータがシステムへ登録されているか、保険証利用登録が完了しているかを確認することができること等について、厚生労働省や保険者のホームページ等で周知
  - ※ マイナンバー等の提出にご協力いただけない場合は、資格確認書で対応

## (6) 協会におけるマイナンバー登録の流れ

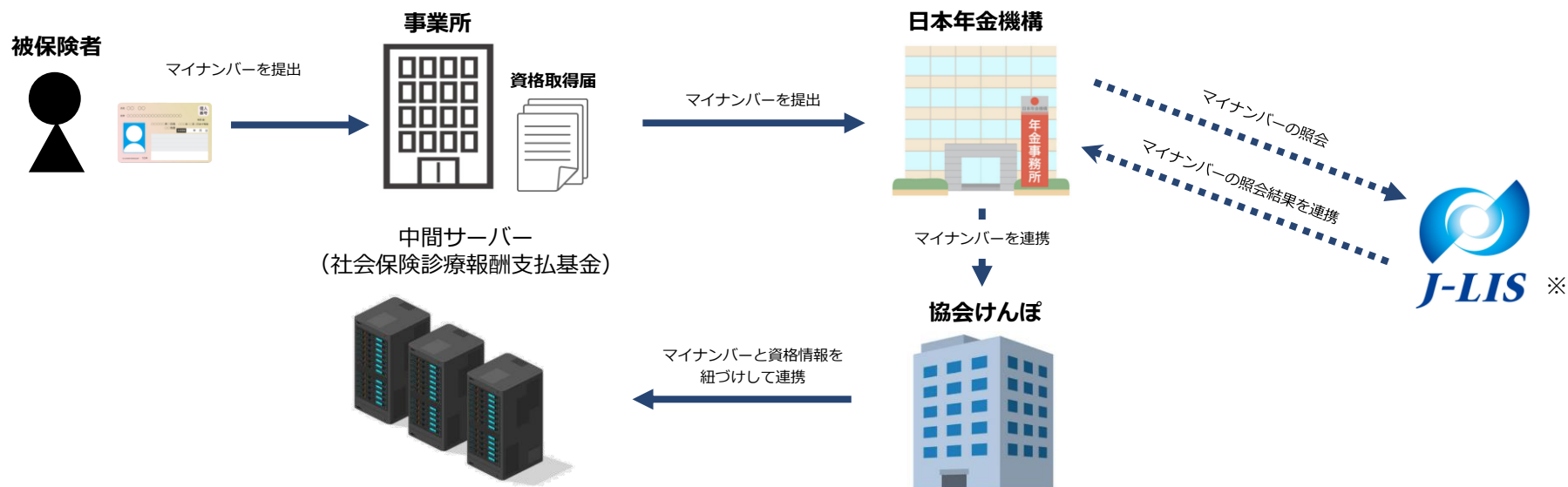
### 1.概要

令和3年10月開始のオンライン資格確認に伴い、協会では、加入者のマイナンバーを収集し、協会が保有する資格情報とマイナンバーを紐づけし、中間サーバー（社会保険診療報酬支払基金）に登録している。

### 2.資格情報とマイナンバーの紐づけの流れ

#### (1) 一般被保険者の場合

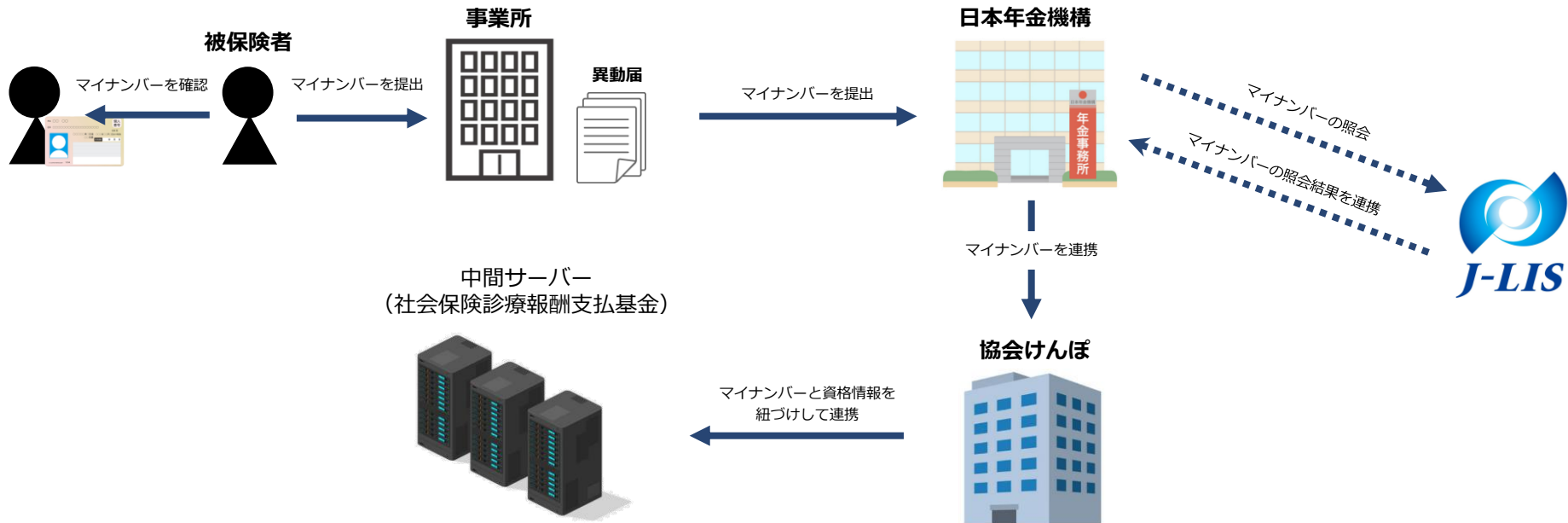
被保険者がマイナンバーを事業所に提出し、事業所は、資格取得届にマイナンバーを記載し、日本年金機構に提出する。日本年金機構では、J-LIS照会を実施し、マイナンバーを確認した後、協会に連携する。協会では、資格情報とマイナンバーを紐づけし、中間サーバーに連携する。



※住民基本台帳ネットワークを活用してマイナンバーや住民票情報を照会する仕組み

(2) 一般被扶養者の場合（マイナンバーで扶養条件を確認する場合）

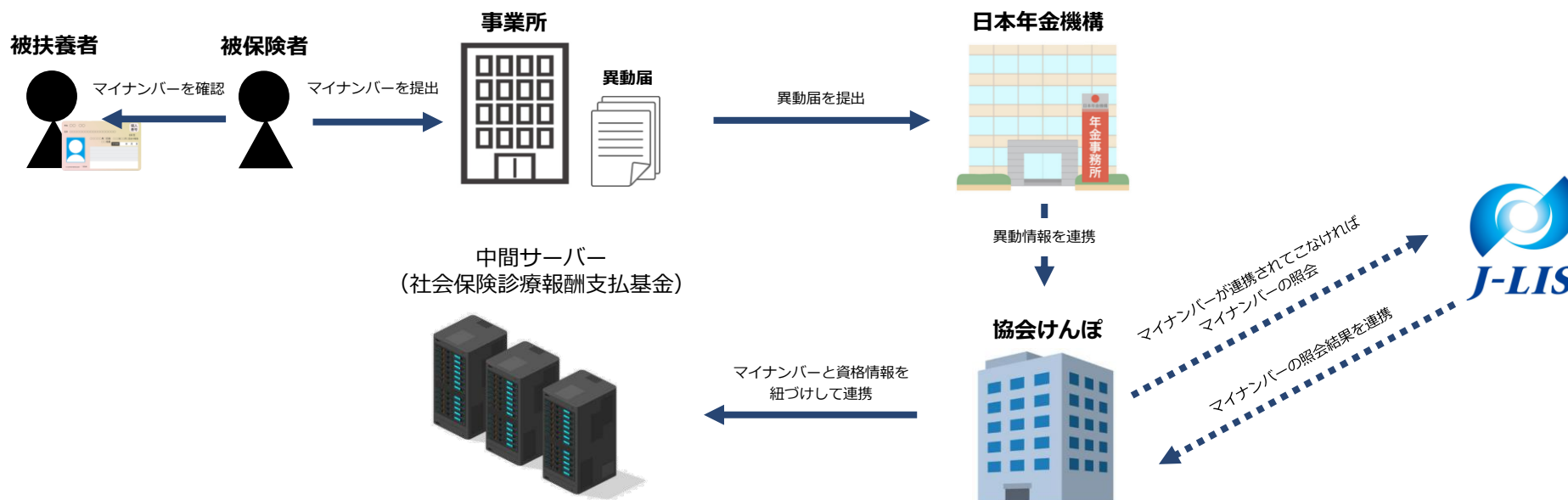
被保険者が被扶養者のマイナンバーを事業所に提出し、事業所は、異動届にマイナンバーを記載し、日本年金機構に提出する。日本年金機構では、J-LIS照会を実施し、マイナンバーを確認した後、協会に連携する。協会では、資格情報とマイナンバーを紐づけし、中間サーバーに連携する。





(3) 一般被扶養者の場合（添付書類で扶養条件を確認する場合）

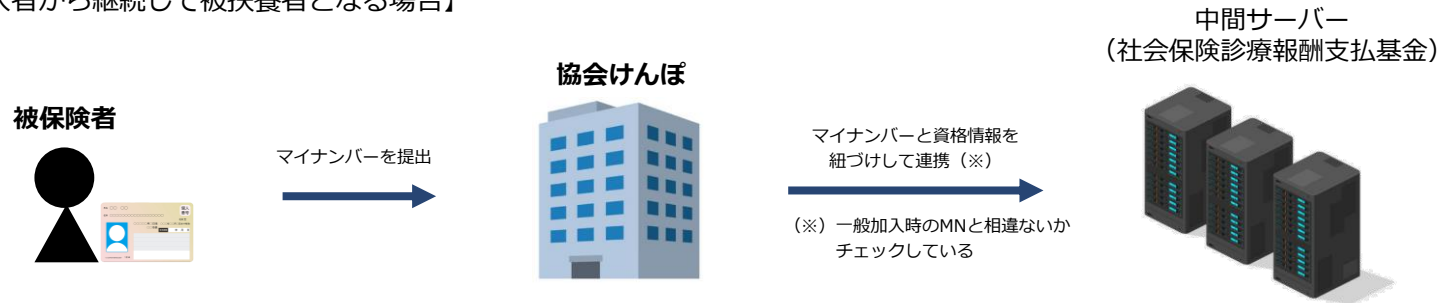
事業所は、異動届を日本年金機構に提出する（異動届にマイナンバーを記載している場合としていない場合両方が存在する）。日本年金機構では、添付書類で扶養条件を確認し、異動届にマイナンバーが記載されていれば、マイナンバーを協会に連携する。協会では、日本年金機構からマイナンバーが連携されてこなかった場合、J-LIS照会を実施し、マイナンバーを取得後、日本年金機構から連携されてきたマイナンバーと併せて、資格情報とマイナンバーを紐づけし、中間サーバーに連携する。



(4) 任意継続被保険者（被扶養者）の場合

任意継続被保険者取得届（異動届）に記載されたマイナンバーを資格情報と紐づけして、中間サーバーに連携する。

【一般加入者から継続して被扶養者となる場合】



【新規で被扶養者となる場合】

